

令和5年度 第1回 瑞穂町総合教育会議 次第

日時：令和5年10月17日（火）午前9時から

場所：庁舎2階 2-1、-2

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 題

（1）「書かない窓口」実証実験の実施について

（2）通学路等における合同点検について

（3）いじめ防止対策等について

（4）特別支援教育の充実について

（5）瑞穂町の教育に関する大綱の重点施策の改定案の方向性について

（6）その他

4 閉 会

【資料等】

令和5年度 第1回瑞穂町総合教育会議 席次

資料1 「書かない窓口」実証実験の実施について

資料2 令和5年度 通学路等合同点検実施内容一覧

資料3 いじめ防止対策等について

資料4 瑞穂町の特別支援教育

資料5 瑞穂町の教育に関する大綱の重点施策の改定案の方向性

令和5年度 第1回 総合教育会議 席次

庁舎2階 会議室 2-1、-2

窓

窓

鳥海 俊身 教育長

杉浦 裕之 町長

窓

関谷 忠
教育長
職務代理者

栗原 裕之
副町長

壁

村上 豊子
教育委員

大井 克己
企画部長

窓

中野 裕司
教育委員

水村 探太郎
デジタル
推進課長

壁

日野 元信
教育委員

小峰 芳行
教育部長

窓

事務局
学校教育課

瀬沼主事 栗原係長 課長

田中 暁
統括指導主事
(説明補助員)

小林 洋之
教育指導課長
(説明補助員)

壁



傍聴

傍聴

傍聴

傍聴

出入口

出入口

「書かない窓口」実証実験の実施について

令和5年10月10日時点の情報

担当	企画部 デジタル推進課
1 概要	<p>東京都市長会の支援を受け、「書かない窓口の実証実験」を開始します。</p> <p>(1) 経緯</p> <p>令和5年3月に令和5年度市長会事業「多摩地域における行政のデジタル化の取組（窓口業務のDX）」参加自治体の募集があり、瑞穂町も応募しました。同月末、瑞穂町が参加自治体として決定されました。市長会の事業目的は、多摩地域におけるBPR推進事例を創出し、BPR推進に係るノウハウを蓄積することです。</p> <p>(2) 応募内容</p> <p>瑞穂町からは、転入届に起因する手続について、一度入力した氏名等の情報を二度と書かせないという内容で応募し、採用されました。</p> <p>(3) 実証実験にかかる費用負担</p> <p>①市長会の負担</p> <p>窓口で必要となる、ナビゲーション機能、申請書作成機能及び転記する機能を持ったツール。バックヤードで必要となるシステムへのデータ入力のRPAツール。導入に必要なコンサルティング、ワークショップの開催等。</p> <p>上記のためのタブレット、PC、モニター、プリンター等の機器を含みます。</p> <p>②町負担</p> <p>データ連携に必要な各システムの改修費用。導入するツールの使用環境。庁内のレイアウト変更、電源及びネットワークの整備に係る経費。</p> <p>※BPR (Business Process Reengineering) とは、業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直すこと。</p> <p>※RPA (Robotic Process Automation) とは、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組です。</p>
2 庁内ワークショップの内容	<p>(1) 実施主体</p> <p>市長会が委託したコンサルティング業者</p> <p>(2) 参加者</p> <p>住民課、税務課、福祉課、子育て応援課、高齢者福祉課、環境課、デジタル推進課の職員、12名程度。</p> <p>(3) 業務フローの可視化</p> <p>①転入届を起点とした書かない窓口の実証実験に向けて、転入届と各手続の相關図をコンサル中心に確認、修正をしました。</p> <p>②業務フロー作成に係る粒度を統一するため、基準を確認しました。</p>

(4) 業務フローとツールの関係性の理解

- ①全体フロー（20手続）の確認をしました。
- ②ワンスオンリー窓口サービスの実装に向けたヒアリング機能に関する説明と窓口申請書作成システム「ゆびナビぷらす」の機能説明を受けました。
- ③窓口申請書作成システム「ゆびナビぷらす」のナビゲーションシステムに反映すべく、全体フロー（20手続）を可視化しました。
- ④可視化したフローを基にヒアリングシートを作成しました。

(5) フロー図の作成

- ①業務の現状の姿である「A s - I s フロー」を作成しました。
- ②業務のあるべき理想の姿である「T o - B e フロー」を作成しました
- ③実現可能な業務の姿である「C a n - B e フロー」を作成しました。

(6) 効果、成果の検討

- ①効果・労力マトリクスをワークショップで作成しました。
- ②アンケートの手法を検討し、決定しました。

3 実証実験の内容

(1) 対象手続

転入届を起点とした以下20手続です。そのうち①から⑥までの6手続についてはRPAの実証も実施します。

①転入届、②児童手当・特例給付認定請求、③乳幼児医療費助成制度交付申請、④保育の支給認定の申請、⑤保育施設等の利用申込み、⑥学童保育クラブ入所申請、⑦国民健康保険の加入届、⑧限度額認定証申請、⑨義務教育就学児医療費助成制度交付申請、⑩高校生等医療費助成制度交付申請、⑪児童扶養手当認定請求、⑫児童育成手当認定請求、⑬児童扶養手当住所変更、⑭ひとり親家庭等医療費助成制度交付申請、⑮介護保険要介護認定・要支援認定申請、⑯心身障害者福祉手当申請、⑰交通費助成金支給申請、⑱特殊疾病患者福祉手当申請、⑲原動機付自転車・小型特殊自動車の住所変更、⑳犬の登録

①転入届については、自宅から事前に申請内容を入力し2次元コードをあらかじめ発行することが可能です。来庁時にはその2次元コードを読み取ることで、役場窓口での申請内容の入力が省略できます。

(2) 機器の配置

庁舎1階の住民課・税務課・福祉課・子育て応援課・高齢者福祉課の窓口と、2階の環境課の窓口に住民が申請書入力用のタブレットを15台配置しました。また、1階の窓口には申請書印刷用の印刷機を設置します。タブレットはデュアル画面を採用し、来庁者及び職員で入力内容を画面を通して共有できます。

4 実証実験の期間

(1) 東京都市長会による実証実験の期間は令和5年11月の1か月間です。その後、成果・効果の検証を行います。

「書かない窓口」実証実験について

【実施期間】

11月1日～30日

【対象手続】

全20手続（詳細は次スライド）

【参加部署】

住民課、税務課、環境課、福祉課、
子育て応援課、高齢者福祉課

【対象手続詳細】

課名	手続名
住民課	転入届、国民健康保険の加入届、限度額認定証申請
税務課	原動機付自転車・小型特殊自動車の住所変更
福祉課	心身障害者福祉手当申請、交通費助成金支給申請、特殊疾病患者福祉手当申請
子育て応援課	児童手当・特例給付認定請求、児童扶養手当認定請求、児童育成手当認定請求、児童扶養手当住所変更、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請、乳幼児医療費助成制度医療証交付申請、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請、高校生等医療費助成制度医療証交付申請、保育の支給認定の申請、保育施設等の利用申込、学童保育クラブ入所申請
高齢者福祉課	介護保険要介護認定・要支援認定申請
環境課	飼い犬の登録事項変更届

【取組概要】

- ・庁舎1階の住民部、福祉部全窓口及び2階の環境課窓口にタブレットを設置。
- ・申請書をタブレットに取り込み、書くのではなく入力により申請書を作成。
※カメラ機能を活用し、マイナンバーカード等の券面読取も可能。
- ・最初の窓口でQRコードが発行され、他の窓口で読み込ませることで、一度入力した情報の自動入力が可能になる。（ワンスオンリー）

「書かない窓口」実証実験のお知らせ

11月1日からの1か月間、転入届と転入届に関連する19手続について「書かない窓口」の実証実験を行います。

実証実験期間中は、転入手続に関連する各手続の申請をタブレット端末に入力します。その際、最初の手続で入力した氏名・住所などの情報を再度入力しないで済むように、他の手続の申請時に転記できる機能(ワンスオンリー)を使用します。

新たなシステムを活用して申請の簡略化などを実現し、住民サービスを向上するべく準備を進めていますので、実証実験の実施にご理解とご協力をお願いします。



対象部署・手続

- ▶ 住 民 課 転入届、国民健康保険の加入届、限度額認定証申請
- ▶ 税 務 課 原動機付自転車・小型特殊自動車の住所変更
- ▶ 福 祉 課 心身障害者福祉手当申請、心身障害者(児)交通費等助成金支給申請、特殊疾病患者福祉手当申請
- ▶ 子育て応援課 児童手当・特例給付認定請求、児童扶養手当認定請求、児童育成手当認定請求、児童扶養手当住所変更、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請、乳幼児医療費助成制度医療証交付申請、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請、高校生等医療費助成制度医療証交付申請、保育の支給認定の申請、保育施設等の利用申込み、学童保育クラブ入所申請
- ▶ 高齢者福祉課 介護保険要介護認定・要支援認定申請
- ▶ 環 境 課 飼い犬の登録事項変更届

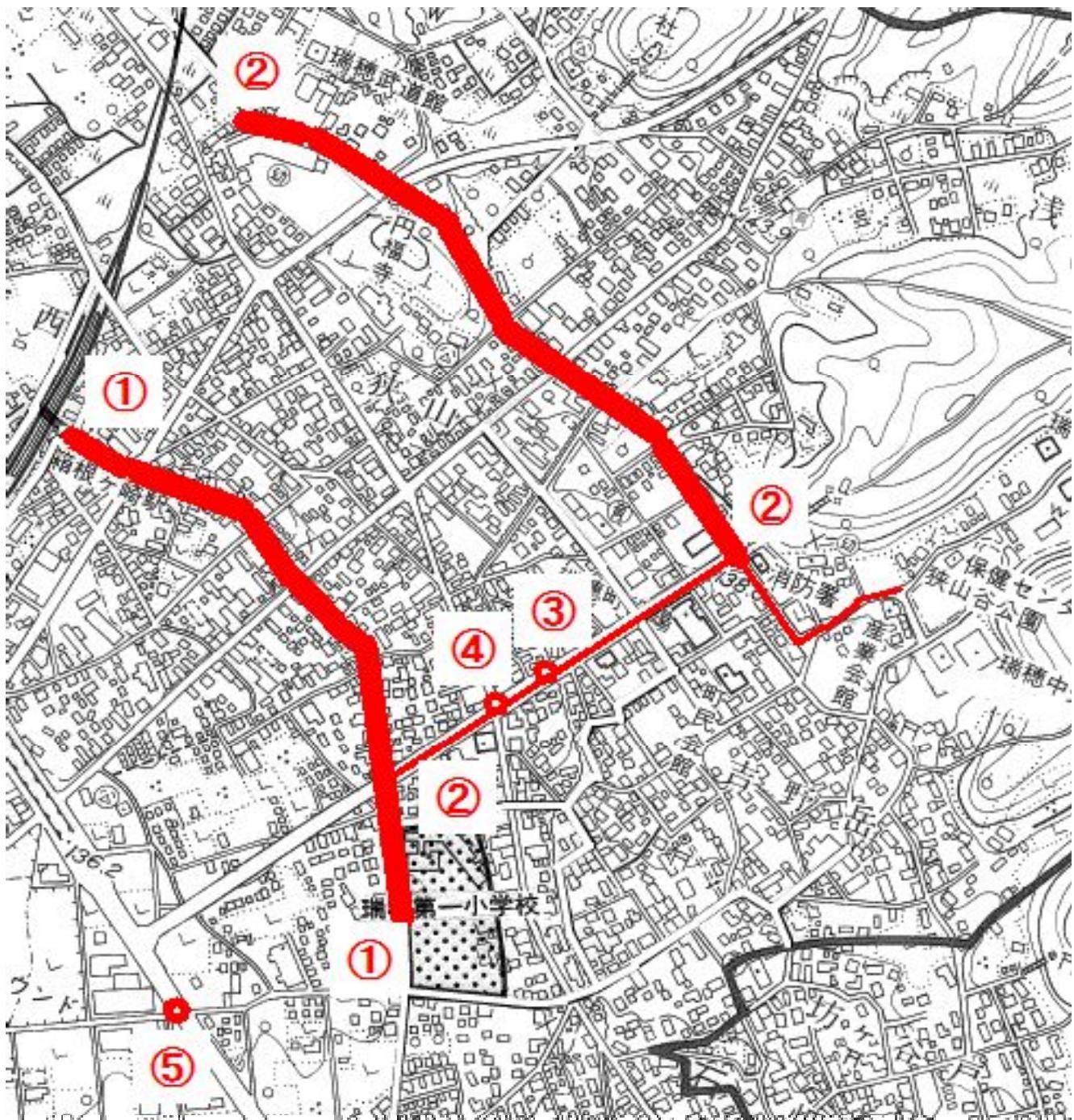
令和5年度 通学路等合同点検実施内容一覧

実施日：令和5年9月25日 学校：第一小学校

図面番号	場所	学校からの報告事項	対応、改善案などの意見
①	正門前、新青梅街道から箱根ヶ崎駅をつなぐ道	1日を通して自動車の交通量が多い道であり、下校時には注意が必要。	【参考R4実績】建設課で一部路面標示シート実施済。
②	狭山谷公園から町役場前通り	自動車の通りも多いが、登校時は瑞穂中学校生、瑞穂農芸高校生の登校もあり、少々混み合う。自転車も多い。	
③	残堀川沿いの通りと日光街道から町役場前へ抜ける通りの交差点	残堀川沿いを歩く児童がいる。横断歩道がないために危険。	
④	農協前コンビニエンスストア駐車場付近	昨年度9月1日にコンビニが新規に開店した。道路に面して広い駐車場があり、自動車の出入りが多くなると予想される。	
⑤	以前あった大型居酒屋横の通り ※今回は点検対象外	旧大型居酒屋前から新青梅街道を渡るときに横断歩道がないので危険。	【学校で対応】通学路を守ることを指導する。

令和5年度 第一小学校通学路合同点検

実施日時：令和5年9月25日（月） 13時30分



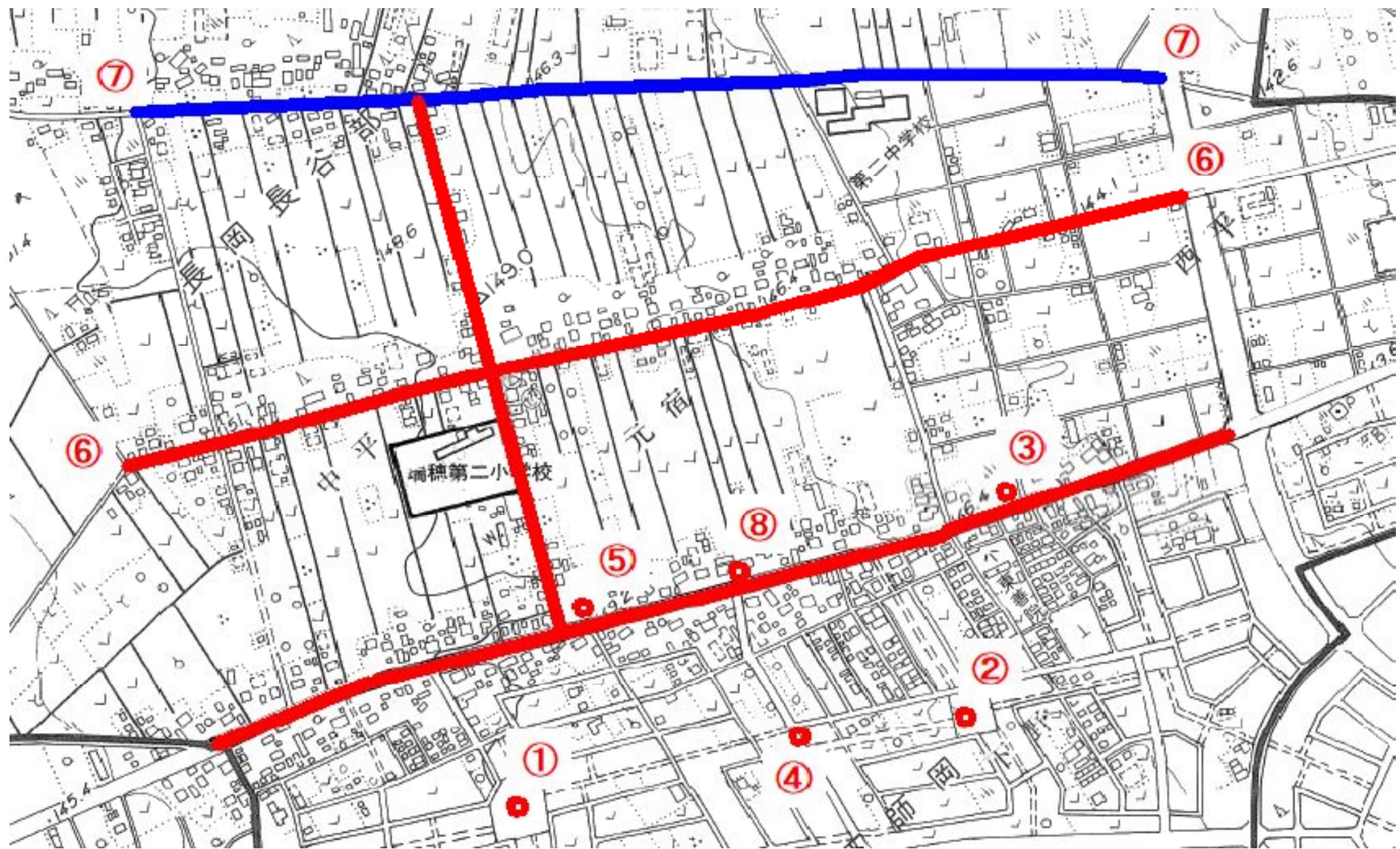
資料 2

令和5年度 通学路等合同点検実施内容一覧

実施日：令和5年9月28日 学校：第二小学校

図面番号	場所	学校からの報告事項	対応、改善案などの意見
①	春日公園	不審者情報 教員や警察がパトロールを行つたことで、件数は減ったが引き続き警戒を続けていきたい。	【参考R4実績】 ・建設課 植栽の剪定は実施中。引き続き実施していく。 ・建設課 令和5年度は、防犯カメラの設置はしない。
②	下野公園	放課後、公園で遊ぶ児童が多い。ボール遊びの際、ボールを追いかけて車道に出てしまうことがある。フェンス等を設置してほしい。 不審者情報 教員や警察がパトロールを行つたことで、件数は減ったが引き続き警戒を続けていきたい。	【参考R4実績】 建設課 令和5年度で下野公園フェンス取替を実施済。
③	青梅街道にあるアウトドア店道挟んで反対	不審者情報 教員や警察がパトロールを行つたことで、件数は減ったが引き続き警戒を続けていきたい。	【参考R4実績】 安全・安心課 青色回転灯装備車両による防犯パトロールの実施。(R4)
④	長岡バス停付近	平成30年8月、交通事故。バスの裏から飛び出し。	【参考R4実績】 横断歩道設置実施済。
⑤	二小前信号（青梅街道）	令和元年12月 交通事故 児童登校時には、人数が多くなり歩道からはみ出てしまいそうである。登校時の交通指導員さんを増やしてほしい。	【参考R4実績】 学校での安全指導及び協力体制を築く。
⑥	二小裏、中通り	ガードレールがなく、通勤時間および、夕方に抜け道になり、スピードを出している自動車が多い。また、雨天時、冠水。木が道路にはみ出ているために大きく広がるという地域からの苦情があり。	【参考R4実績】 建設課 一部カラー舗装・減速マーク等実施済。
⑦	岩蔵街道	歩道が狭く交通量が多い。	
⑧	旧農協長岡支店前交差点	歩道・信号は、設置されているが登下校時の交通指導員さんの増員をしてほしい。	【参考R4実績】 学校での安全指導及び協力体制を築く。

瑞穂第二小学校 学区域及び通学路合同点検危険箇所 (R5)



資料 2

令和5年度 通学路等合同点検実施内容一覧

実施日：令和5年9月22日 学校：第三小学校

図面番号	場所	学校からの報告事項	対応、改善案などの意見
①	元狭山神社とふるさとい出館の間の道	木が生い茂っており、夏になると周りから見えないことがある。	【参考R4実績】 安全・安心課 防犯灯設置済
②	J R 箱根ヶ崎駅から国道16号線へ向かう道。コンビニエンスストア近く。	国道16号線へ向かう車と16号線からくる車の交通量が多い。横断歩道がなく、近辺の居住者が道路横断をしやすい。 ※16号と重なる富士山交差点と学校の中間地点に住む居住者にとって横断歩道を通ろうとするとコンビニまで戻るか大きく回って学校前の信号を渡るかになってしまふため、道路横断しやすくなる。中間地点に横断歩道や手押し式の信号等があると事故等の心配も減ると考えている。またけやき館から16号までの通りについては、横断歩道があるものの児童が畑から急に自転車で飛び出すこともある。	
③	J R 八高線高架下の道路・歩道（富士山栗原新田）	工事により前後の歩道は広がったが、高架下の歩道が狭く危険。	
④	駒形富士山の交差点	車が入間方面から狭山神社方面に向かう際に、駒形富士山の交差点で左折をするが、停車位置がかなり後方のために左折してすぐに横断歩道があることに気付かずに入り速く上げて通るために事故が起こる可能性がある。 ※福生警察及び町教委にも伝えていたり新しく児童も増え、来年も増える予定。そのため歩車分離式信号にして欲しい。看板等では限界があるため。	【参考R4実績】警察より検討案が作成され説明 ・ <u>交通量を勘案し、歩車分離信号については見送り。</u> 路側帯の位置を変更するとともにポストコーン等を設置して、大型車の交通にも対応する見込み。
⑤	西門から出て元狭山スポーツ広場	道が狭く、車のすれ違いが難しい。また森が近くにあり、連れ込まれる恐れがある。	【参考R4実績】 安全・安心課 注意喚起看板設置

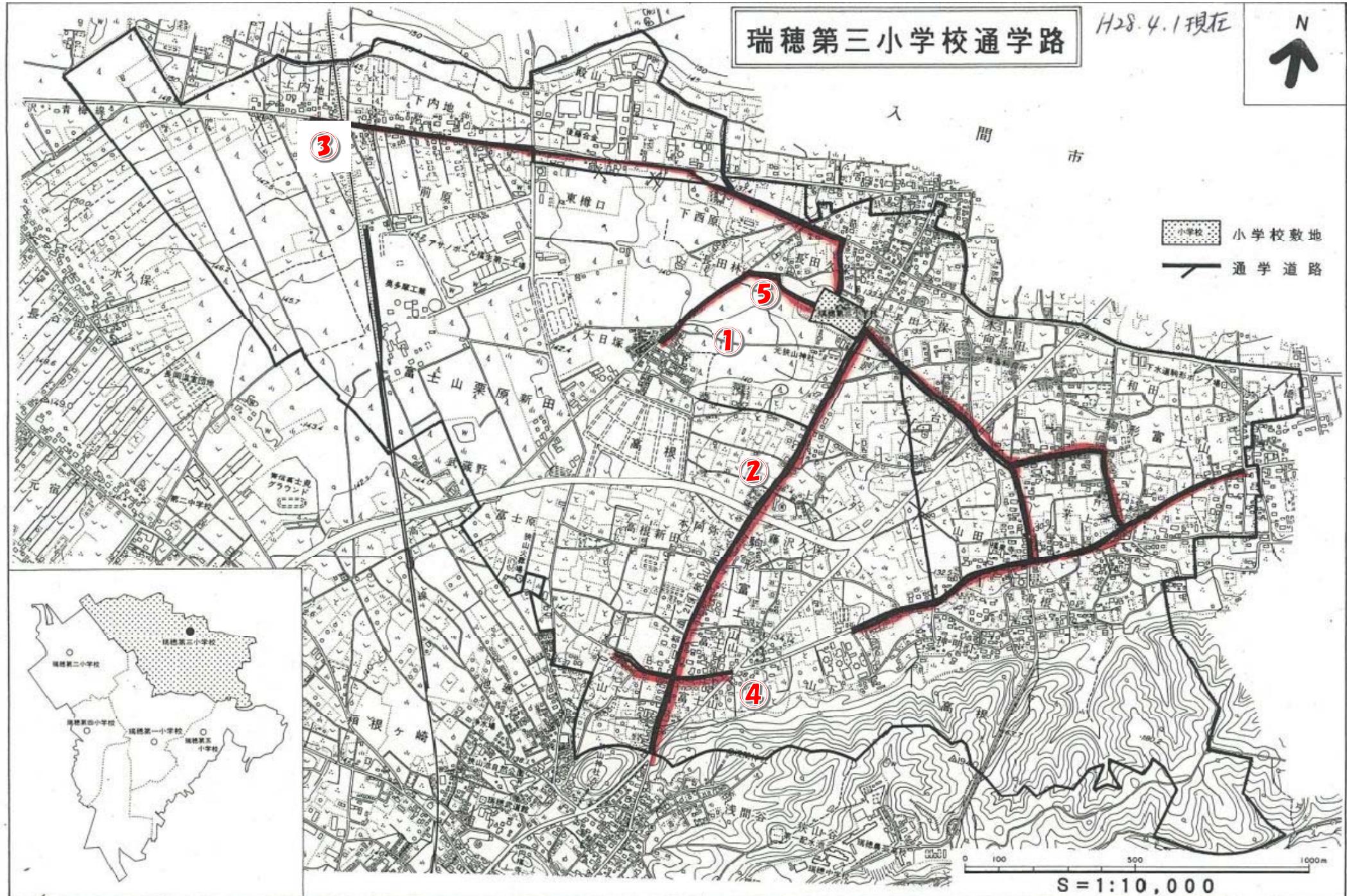
瑞穂第三小学校通学路

H28.4.1現在



小学校 小学校敷地

通学道路

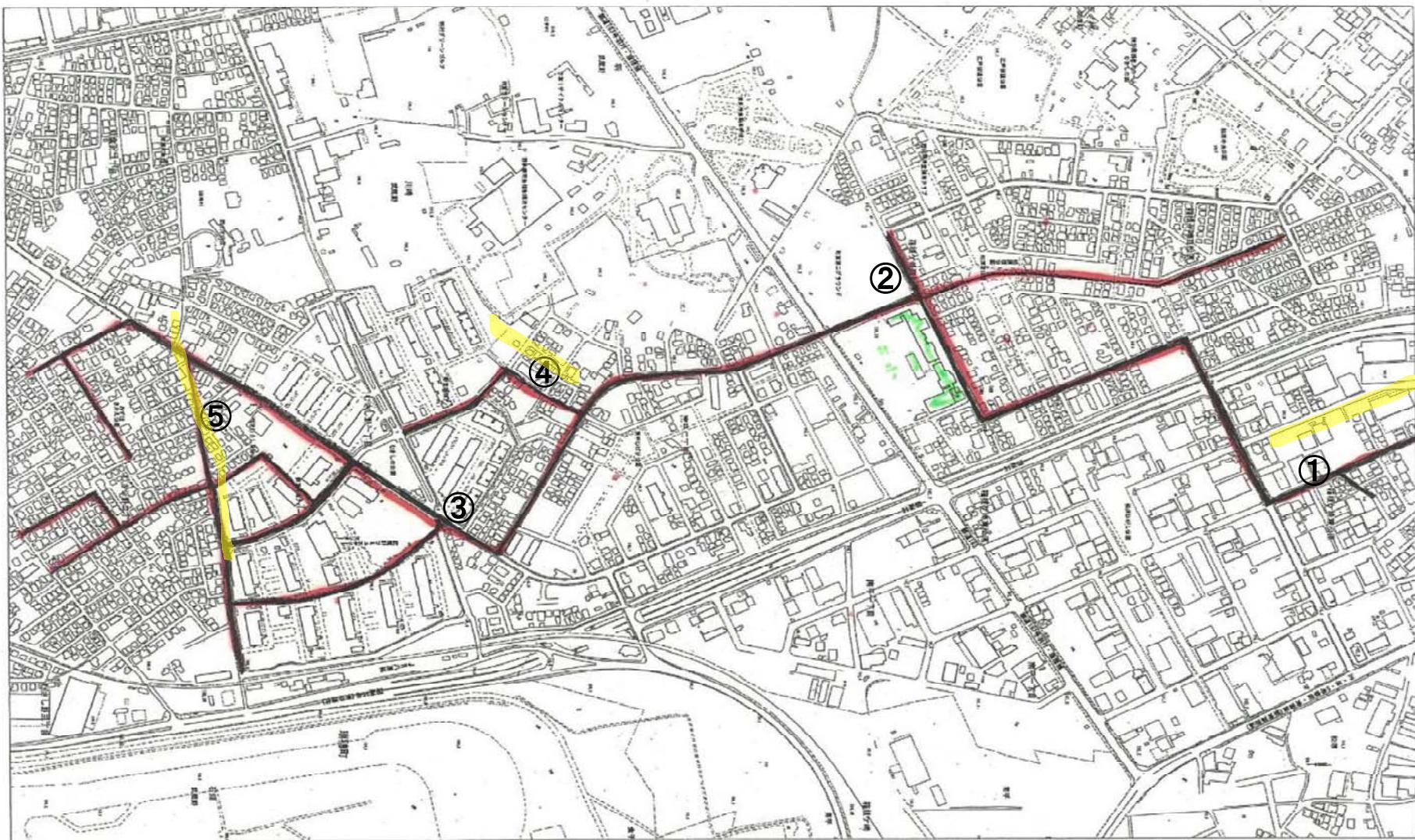


令和5年度 通学路等合同点検実施内容一覧

実施日：令和5年9月22日 学校：第四小学校

図面番号	場所	学校からの報告事項	対応、改善案などの意見
①	箱根ヶ崎東松原25-1付近の通学路（国道16号松原中央公園入口信号から新青梅街道へ向かい1つ目の信号を左折したあたり）	道が太く、トラックの往来が多く、スピードが出やすく危険。ガードレールもなく、子供たちの安全を確保しづらい。	
②	グラウンド側の交差点	学校側からグラウンドの横を抜ける際に、見通しが悪く低学年など身長がまだ低い子は中学に向かう自転車とでひやりとする場面があった。	
③	むさし野駐在所前の交差点	交通事故多発。 交差点に入るところが曲がり角になっているものの、スピードをあまり落とさず侵入する車を見かける。	
④	南平二丁目31-4付近の通学路（都営瑞穂アパート1号棟近くのみどり公園付近）	歩行者用の緑の線がかすれてい る。通学の自転車や車も通るため、子供の通学路が視認しにくく危険。	
⑤	むさし野二丁目36-22付近の通学路（都営瑞穂アパート25号棟付近、むさしの保育園から南下した突き当たり付近）	スクールゾーンの指定になつて いるが、どこまでが指定になつて いるのか不透明で該当区間を車が通 るのも見かけるので危ない。	

端穂第四小学校 通字路 H28.4.1 現在



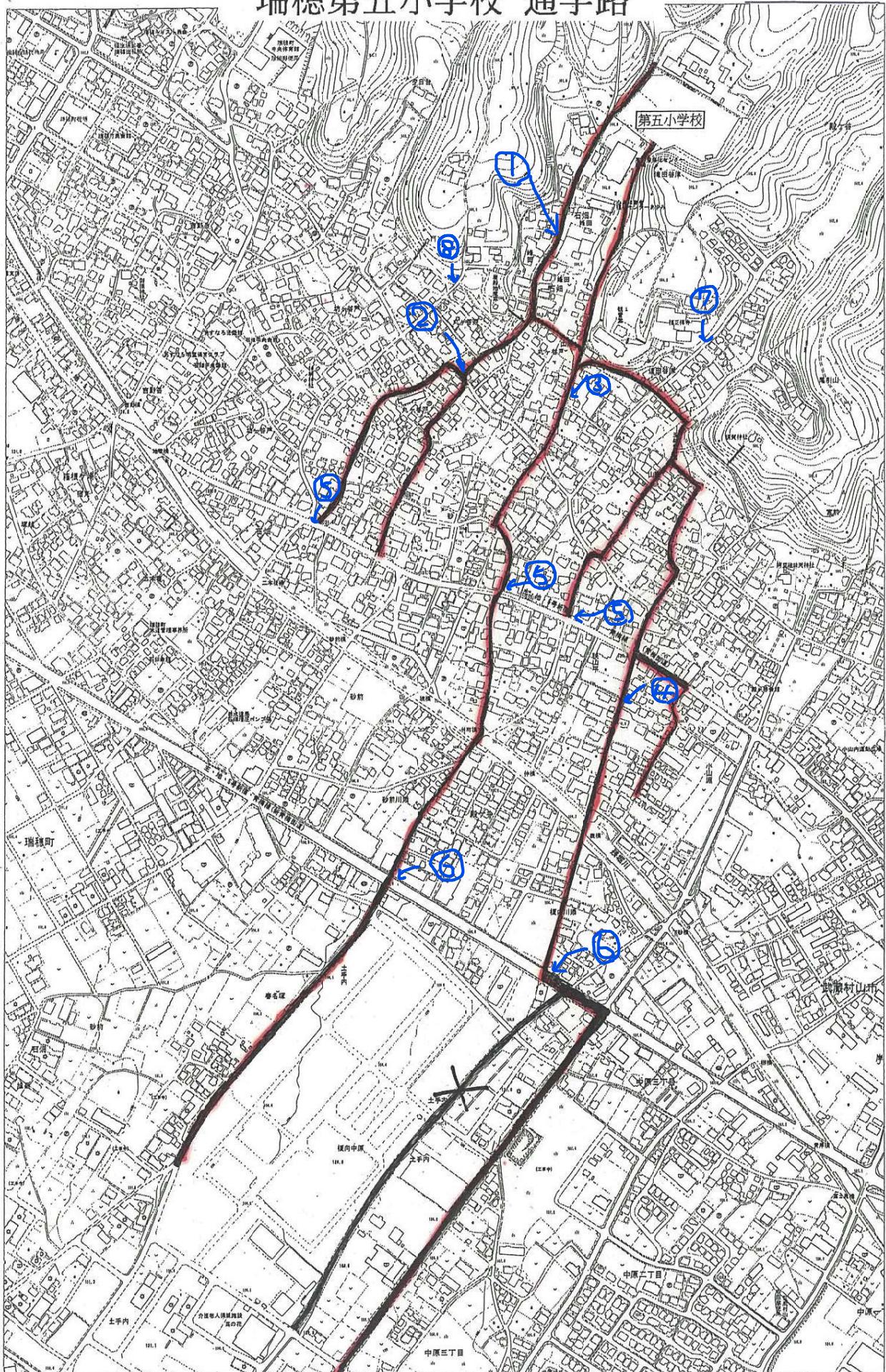
令和5年度 通学路等合同点検実施内容一覧

実施日：令和5年9月25日 学校：第五小学校

図面番号	場所	学校からの報告事項	対応、改善案などの意見
①	寿楽前から石畑下集会所前までの道路	埼玉方面との抜け道になっているため、所沢等、埼玉県ナンバーの車も見られる。制限速度オーバーの車が多く、グリーンベルトはあり、歩道、ガードレールはない。	【参考R4実績】 建設課 路面標示シート・ポストコーン実施済。
②	石畑下集会所前クランク	抜け道のため、スピードを出している車が多い。対向車とすれ違う際、道幅が狭いため、路側帯を歩いている児童すれすれになることがあります、危険。	【参考R4実績】 建設課 一部路面標示シート・ポストコーン実施済。
③	石畑1653尾崎荘前青梅街道横断歩道から仲町橋を通り殿ヶ谷812コンビニエンスストア前新青梅街道横断歩道までの道路	青梅街道から新青梅街道への抜け道になっていて、制限速度オーバーの車が多いのに、歩道、ガードレールがない。	【参考R4実績】 建設課 路面標示実施済。
④	殿ヶ谷906歯科医院前青梅街道交差点から表橋を通り殿ヶ谷車両販売店前新青梅街道出口まで	青梅街道から新青梅街道への抜け道になっていて、制限速度オーバーの車が多いのに、歩道、ガードレールがない	【参考R4実績】 建設課 カラー舗装・外側線等実施済。
⑤	旧青梅街道横断歩道	交通量多い。信号(押しボタン式)の時間が短い。	【参考R4実績】 交通量と歩行者の量を調査し検討した結果、信号時間の変更はなし。
⑥	新青梅街道阿豆佐味天神社入口信号横断歩道	交通量多い。右折信号が停止に変わっていても、右折する車があり危険。保護者からも心配の声がある。	【参考R4実績】 ドライバーのマナー向上に向けた指導啓発を行う。
⑦	殿ヶ谷1132～くぬぎ公園～1152～1034	五小区内の防犯カメラの設置場所がわからず、すでに設置済みの箇所かもしれませんがこの一帯は都立公園に面しているため時間帯によっては、人気がないのではないかと予想される。	【参考R4実績】 安全・安心課 青色回転灯装備車両による防犯パトロールの実施。
⑧	台坂遊歩道～石畑1752	急な下り坂になっていて、坂道を下ってきたところが、車の抜け道になっていることもあります、スピードが出ていたり、交通量が多いことで危険が予想される。	【参考R4実績】 路面標示実施予定。

瑞穂第五小学校 通学路

H28.4.1 現在



いじめ防止対策等について

1 いじめ防止基本方針策定等までの経緯

平成 23 年 10 月 滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺

平成 24 年 7 月 文部科学大臣の談話

「子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。」

平成 25 年 2 月 第 2 次安倍内閣

教育再生実行会議 「いじめ問題等への対応について（第 1 次提言）」

「社会総がかりで、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。」



平成 25 年

文部科学省 「いじめ防止対策推進法」 6 月公布、9 月施行
「いじめの防止等のための基本的な方針」

10 月策定



平成 26 年 6 月 東京都 「東京都いじめ防止対策推進条例」成立後

「東京都いじめ防止対策推進基本方針」

「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」（7月初旬、
公布・施行）



各区市町村 「いじめ防止対策条例」（制定は任意）

「いじめ防止基本方針」（策定は努力義務）



各学校（公立・私立） 「いじめ防止基本方針」（策定義務）

「いじめ防止のための対策組織」（設置義務）

2 瑞穂町教育委員会及び小・中学校の取組と現状

平成 24 年度

「いじめ防止担当者」の選出、「いじめ防止担当者連絡協議会」の開催（年3回）、「いじめ対策委員会」の設置（校務分掌に位置づけ）、学校サポートチームの設置

平成26年度

「瑞穂町いじめ防止基本方針」策定（平成26年9月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」設置（年3回開催、管理職、担当教員で構成）
- ▷ 「いじめ問題調査委員会」設置（重大事態発生時に立ち上げ）
- ▷ 教員研修の強化（校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議、若手教員研修等）

「学校いじめ防止基本方針」全校策定（平成26年9月～12月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」の設置（いじめの疑い、いじめ認知時に即時開催し、組織的対応について協議、対応策の決定）
- ▷ 児童、生徒対象の年3回アンケート及びスクールカウンセラー・町教育相談員による全員面接の実施
- ▷ 教員研修の強化（学期1回以上の校内研修の実施）
- ▷ 「学校いじめ防止基本方針」、いじめを許さない啓発キャンペーンを保護者・地域に周知（学校便り、学校ホームページ等）

平成29年度

平成26年度に策定した「瑞穂町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の改正

〈改正内容〉

1 学校におけるいじめ防止等に関する取組

（1）未然防止

- ▷ 年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。（教員研修の回数を設定）
- ▷ 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。（努力義務の明文化）
- ▷ 学校評価等を活用し、いじめ防止に対する取組を確認する。（学校独自の調査結果や学校評価の一項目に加える。）

（2）早期発見

- ▷ チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。（各校の取組に加え、チェックリスト様式の統一を図る）
- ▷ 児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。（教員による監視項目を追加）

（3）いじめへの対応

- ▷ いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の

安全確保を図る。発見から3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。(国のいじめの解消の定義との整合)

(4) 重大事態の対処

- ▷ 重大事態が発生した場合には、疑いも含めて学校は速やかに教育委員会に報告し、連携をとりながら調査等の対応を行う。教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

－ 重大事態の例示 －

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（年間30日を目安とする）欠席した場合

(町長への報告及び報告事案内容の規定と明文化)

2 教育委員会の取組

(1) 重大事態発生時の対応

- ▷ 学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。同時に、調査した結果は教育委員会から町長に報告する。(保護者等への情報提供と町長への報告を明文化)
- ▷ 町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。(町長による再調査を行うことができる規定を追加)

平成30年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会条例の公布・施行 (平成31年3月8日)

- ▷ 「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づき、実際に重大事態が発生した時に備えて、いじめ問題調査委員会に第三者委員会を設置した場合の、所管事項、組織、委員報酬等について定める。
- ▷ 組織
 - 学識経験者2名以内
 - 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者4名以内
 - 関係行政機関の職員2名以内

令和元年度～令和2年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱

▷学識経験者2名、小児科医師1名、臨床心理士1名、主任児童委員1名の計5名を委嘱。

任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

令和3年度～令和4年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱

▷学識経験者2名、小児科医師1名、臨床心理士1名、主任児童委員1名、弁護士1名の計6名を委嘱。

任期 学識経験者、小児科医師、主任児童委員

令和3年4月 1日から令和5年3月31日まで

臨床心理士、弁護士

令和3年9月22日から令和5年3月31日まで

瑞穂町いじめ問題調査委員会の開催状況

第1回	令和3年10月 7日	第7回	令和4年 3月 16日
第2回	令和3年10月 21日	第8回	令和4年 6月 19日
第3回	令和3年12月 27日	第9回	令和4年 7月 25日
第4回	令和4年 1月 19日	第10回	令和4年 8月 30日
第5回	令和4年 2月 7日	第11回	令和4年10月 3日
第6回	令和4年 2月 21日	第12回	令和5年 2月 6日

令和5年度～令和6年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱

▷学識経験者2名、小児科医師1名、臨床心理士1名、主任児童委員1名、弁護士1名の計6名を委嘱。

任期 令和5年4月 1日から令和7年3月31日まで

3 いじめ認知件数

(単位：件)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
小学校	61	32	21	33
中学校	67	27	12	34

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）結果

令和4年度におけるいじめの認知件数は、令和3年度と比較すると小中学校ともに増加しました。これは、いじめを見逃さないという都の方針の周知徹底とともに、いじめにつながる可能性のある事例についても、より一層きめ細かな把握に努めた結果であると考えます。

教育委員会としては増加が悪化、減少が良好と単純に捉えていません。いじめはいつでもどこでも発生することを前提に、継続的・計画的な取組且つ発生時の丁寧な対応が大切だと考えています。

4 不登校児童・生徒数と対応

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
小学校	9	13	10	10
町出現率	0.6	0.86	0.65	0.64
全国出現率	—	1.30	1.00	0.83
町復帰率	77.7	38.4	50	80

中学校	48	47	32	48
町出現率	6.38	6.3	4.08	5.74
全国出現率	—	5.00	4.09	3.94
町復帰率	22.9	38.2	25	62.5

第2次瑞穂町教育基本計画では、不登校対策として以下の2つの政策的指標を掲げ、取り組んでいます。

政策的指標1 不登校出現率を全国程度以下にする

政策的指標2 長期化する不登校者には、1週間に1回以上学習の機会を設ける

各小・中学校の主な取組では、

- (1) 欠席第1日から対応
- (2) 心のサインを見逃さないチェックリストの作成
- (3) 月〇日欠席、〇日間連續欠席、長期欠席、不登校の各段階に応じた方策
- (4) 不登校対策担当者の活躍
- (5) 人的支援の活用
- (6) 関係機関との連携
- (7) 特色ある取組
 - ① 魅力ある学校づくり（二、三、四小）
 - ② 不登校の態様理解（三小）
 - ③ 欠席児童への配慮（二小）
 - ④ 要注意ラインの設定（一小、四小）
 - ⑤ 不登校のタイプ別対応（一小、五小）
 - ⑥ 復帰まで見通した対応（四小）
 - ⑦ ケースに応じた対策組織（瑞中）
 - ⑧ 登校支援シートの活用（二中）

教育委員会の取組では、

- (1) スクールカウンセラーの配置（小・中学校へ週1回の学校勤務）
- (2) 町専任相談員（臨床心理士）の学校派遣（小学校へ週2回派遣）

- (3) スクールソーシャルワーカーの配置（中学校へ週4回派遣）
- (4) 家庭と子供の支援員の配置（小・中学校へ1日4時間、週3日派遣）
- (5) 適応指導教室「いぶき」の設置と同教室指導員の学校派遣



瑞穂町の特別支援教育

令和5年10月作成
瑞穂町教育委員会

瑞穂町では、一人一人の子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育を推進しています。以下に、瑞穂町の特別支援教育の具体的な取組について紹介します。

【瑞穂町教育委員会所管 小・中学校内設置】

通常の学級

- ◆ 学校のユニバーサルデザインの取組
- ◆ 校内委員会の実施
- ◆ 支援体制
 - ・教育支援補助員 瑞中2人配置 二中2人配置 四小2人配置 五小1人配置
 - ・学習サポーター 一小5人配置 二小4人配置 三小4人配置 四小4人配置 五小3人配置
 - ・家庭と子どもの支援員 小・中学校7校 全校配置
 - ・教育支援スタッフ 隨時状況に応じて予算内で配置

特別支援教室

- ◆ 情緒面や行動面において、困っていることや苦手なことなどがある児童・生徒に対し、通常の学級に在籍しながら、週数時間程度、在籍する学校で個別又は少人数グループの指導を受けます。
- ◆ 小・中学校7校 全校設置
拠点校：一小・四小・二中
- ◆ 支援体制
 - ・特別支援教室専門員 全校配置

自閉症・情緒障がい特別支援学級

令和6年度4月設置予定

- ◆ 知的発達の遅れがなく、特別支援教室での指導では十分な成果を上げることが難しい児童に対し、一人ひとりの実態に応じた指導を行うための少人数の学級です。
- ◆ 小学3～6年生対象
- ◆ 四小 設置 名称 検討中
- ◆ 支援体制
 - ・特別支援学級介助員 配置予定

知的障がい特別支援学級

- ◆ 知的発達の遅れがある児童・生徒に対し、一人一人の実態に応じた指導・教育を行うための少人数の学級です。
- ◆ 全学年対象
- ◆ 一小 名称「たんぽぽ学級」設置
- ◆ 瑞中 名称「7組」設置
- ◆ 支援体制
 - ・特別支援学級介助員 一小3人配置 瑞中2人配置

【瑞穂町教育委員会所管 瑞穂ビューパーク内設置】

適応指導教室 いぶき

- ◆ 不登校対策の取組
在籍校への復帰等を目指し、登校が困難な児童・生徒に対して個別指導を行います。
- 【主な取組】
 - ・いぶき教室における学習支援、体験活動
 - ・各小・中学校へ出向いての別室指導
 - ・オンライン指導
 - ・日本語指導支援
- ◆ 支援体制
 - ・適応指導教室指導員 3名配置



教育相談室

- ◆ 教育相談の取組
心理士及び学校教育を専門とする相談員が教育上の相談に応じています。相談の内容やご希望によって、心理検査の実施や医療・福祉機関のご案内も可能です。
- 【主な取組】
 - ・電話相談 ・来所相談 ・心理検査実施
 - ・学校訪問（週2日） ・幼稚園及び保育園訪問
- ◆ 支援体制
 - ・教育相談員 6人配置
(小学校週2日程度派遣)

【東京都教育委員会所管】

都立特別支援学校

- ◆ 障がいの状態に応じた、都立の特別支援学校があります。就学支援委員会を通して、判定を行い、実態に応じた就学先へつなげています。
- < 瑞穂町近隣の都立特別支援学校 >
- ◆ 東京都立羽村特別支援学校（知的障がい）
- ◆ 東京都立村山特別支援学校（肢体不自由）
- ◆ 東京都立八王子盲学校（視覚障がい）
- ◆ 東京都立立川ろう学校（聴覚障がい）

その他の取組

- ★スクールソーシャルワーカー 2名配置（中学校区ごと各1名）
【連携】子ども家庭支援センター・児童相談所・社会福祉協議会 等

- ★日本語通訳
随時状況に応じて予算内で配置

- ★言語相談
8・9月に保護者の要望に応じて言語聴覚士の個別相談を実施

- ★通級指導学級
他市町村教育委員会と連携
例) 青梅市立河辺小学校
ことばときこえの教室

- ★スクールカウンセラー 全校配置（※東京都主管週1日派遣）
★心理士 全校配置（※東京都主管年40時間）

瑞穂町の教育に関する大綱の重点施策の改定案の方向性

～改定理由・方向性～

- ①大綱については3～5年で見直し（令和6年3月で3年経過）
- ②すでに目標達成した施策、計画が進展した施策もあり時点修正が必要

～現行の重点施策と変更理由～

1 小・中学校における教育のICT化

⇒児童・生徒1人1台の学習用タブレット整備済み、ほぼ順調に運用が開始され、授業での利活用も進化

1 体育館の新設に向けての調査・研究

⇒多摩都市モノレールの箱根ヶ崎駅延伸の計画決定に伴いNo.6駅周辺におけるまちづくりの進捗と並行し地域体育施設の検討

1 図書館のスーパーリニューアル後の利活用

⇒令和4年3月にリニューアルオープンし、コンセプトに基づき順調に進捗

1 拡充された文化財保護施策を活用しての文化財保護

⇒令和2年度から「登録文化財制度」がスタートし、順調に登録数が増加

1 新型コロナウィルス感染症対策の徹底

⇒感染症法上5類へ移行、時限的な重点施策

～改定案～

1 特別支援教育の更なる推進

1 地域学校協働本部事業の推進

1 体育館の新設に向けての調査・研究

1 読書活動の更なる推進

1 教育施設の適切な維持管理